

コレって 使える? 使えない? 健康保険

交通事故によるけが

交通事故でけがをしたときも
治療に健康保険は使えますか?

健康保険は使えますが、
指定書類の提出が必要です。

交通事故など、自分以外の第三者(加害者)の行為によりけがをしたり病気になった場合、その治療費は原則、加害者が負担します。しかし、加害者との交渉に時間がかかるケース等もあるため、差し当たっては健康保険で治療を受けることができます*。加害者が負担すべき治療費を健康保険が立て替えることになり、そこで必要となるのが「第三者行為による傷病届」です。

*ただし、通勤途上や業務上の傷病(労災保険適用)は除きます。

他人にけが等をさせられたときの注意点

1 示談は慎重に

安易に示談を成立させてしまうと、その後に示談の金額を超える治療費が見込まれた場合でも、加害者への治療費請求ができず、トラブルとなる恐れがあります。示談は必ず保険者に連絡をしてから行いましょう。

2 届出が必要な「第三者行為」のケース

- ・自転車同士の事故や自転車と歩行者の事故によるけが
- ・他人の飼っているペットにかまれてけが
- ・他人の不当な暴力行為によるけが
- ・ゴルフ場などで他人の打った球が当たったのけが
- ・購入した食品や飲食店の食事による食中毒 など

交通事故の被害にあったら

●警察に至急届ける

事故の規模にかかわらず、必ず警察へ届出を。届出後、各都道府県の「自動車安全運転センター」の窓口や郵便振替等で「交通事故証明書」の交付を申請する。

●加害者を確認する

免許証などを見せてもらい、相手の名前・住所・連絡先の確認をする。

●事故の状況・目撃者を確認する

事故の状況はできるだけ詳細にメモしておき、目撃者がいれば連絡先などを確認する。

●医療機関を受診する

軽症と思っている、思いのほか重症の場合もあるため、自己判断せずに医療機関を受診する。

「第三者行為」の場合の治療費請求の流れ

流れを
CHECK!

